

§2 予防接種

感染症予防対策の一環として、予防接種法に基づく予防接種を主に川崎市医師会の協力を得て次のとおり実施している。

本市における予防接種の方式は、平成7年度から定期予防接種として3(2)種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風)、MR、麻しん、風しん、日本脳炎を個別接種により実施している。急性灰白髄炎(ポリオ)については、集団接種により実施していたが、平成24年9月1日の省令改正により、不活化ポリオワクチンが定期予防接種となったことから個別接種へと移行し、集団接種は終了となった。平成24年11月1日の省令改正により、4種混合ワクチン(ジフテリア・百日せき・ポリオ・破傷風)が定期予防接種となり、個別接種で実施となる。インフルエンザについては、平成13年度の予防接種法改正により個別接種で実施している。平成23年4月1日から、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンについて、国のワクチン接種緊急促進事業実施要領に基づき公費助成を実施していたが、平成25年3月30日の予防接種法改正により、平成25年4月1日から定期予防接種となり、個別接種で実施している。また、平成26年7月2日の予防接種法施行令の改正により平成26年10月1日から水痘及び高齢者の肺炎球菌感染症が定期予防接種に追加され、個別接種で実施している。平成28年4月1日から、結核定期予防接種については個別接種へと移行し、同年10月1日施行の省令改正によりB型肝炎ワクチンが定期接種化され

表 88 予防接種

◆定期予防接種

種別	実施時期	対象年齢	標準的な接種年齢	
A 類 疾 病 予 防 接 種	4種混合 3(2)種混合 1期初回	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者	生後3月から12月に達するまで	
	ジフテリア 百日せき ポリオ 破傷風	1期追加	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者 (第1期初回(3回)接種終了後6月以上の間隔をおく)	初回終了後12月から18月に達するまで
		2期	11歳以上13歳未満の者	11歳から12歳に達するまで
	不活化ポリオ	初回接種 追加接種	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者 生後3月から生後90月に至るまでの間にある者 (第1期初回(3回)接種終了後6月以上の間隔をおく)	生後3月から12月に達するまで 初回終了後12月から18月に達するまで
	MR 麻しん 風しん	1期	生後12月から24月に至るまでの間にある者	-
		2期	小学校入学前1年間(3/31まで)	-
	日本脳炎※1	1期初回	生後6月から生後90月に至るまでの間にある者	3歳から4歳に達するまで
		1期追加 2期	生後6月から生後90月に至るまでの間にある者 (第1期初回(2回)接種終了後、6月以上の間隔をおく) 9歳以上13歳未満の者	4歳から5歳に達するまで 9歳から10歳に達するまで
	子宮頸がん予防ワクチン ※2	3回接種	12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女性	中学1年生(13歳相当)
	ヒブワクチン※3	初回接種	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者	生後2月から7月に至るまでの間に接種を開始し、 生後12月に至るまでの間に27日(医師が必要と認めるときは、20日)以上の間隔をおいて3回
		追加接種	初回接種終了後7月以上の間隔をおく	初回接種終了後7月から13月の間
	小児の肺炎球菌 感染症※3	初回接種 追加接種	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者	生後2月から7月に至るまでの間に接種を開始し、 生後24月に至るまでの間に27日以上の間隔をおいて3回 生後12月から15月に至るまで
	水痘※4		生後12月から36月に至るまでの間にある者	生後12月から15月に達するまでの間に1回目を接種し、 6月から12月の間隔をおいて2回目を接種
	結核(BCG)		1歳に至るまでの間にある者	生後5月～8月に達するまで
B型肝炎		1歳に至るまでの間にある者	27日以上の間隔をおいて2回接種した後、1回目 から139日以上の間隔をおいて3回	
B 類 疾 病 予 防 接 種	インフルエンザ	10月1日 ～ 12月31日	①65歳以上の者 ②60～65歳未満の者であって心臓、腎臓又は呼吸器の機能障害及びHIVによる免疫機能障害を有する者	
		通年	①65歳の者 ②60～65歳未満の者であって心臓、腎臓又は呼吸器の機能障害及びHIVによる免疫機能障害を有する者	

※1 平成23年5月の政令改正により、平成17年5月から積極的勧奨が差し控えられていたことにより接種機会を逃した者(平成7年6月1日から平成19年4月1日までの間に生まれた者＝「特例対象者」)に限り、第1期及び第2期の接種のうち接種が終了していない分について、20歳未満まで定期予防接種として受けられるようになった。また、平成25年2月1日の政令改正により、特例対象者が、平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者に拡大された。

※2 子宮頸がん予防ワクチンについては、使用ワクチンによって接種スケジュールが異なる。

※3 ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンについては、接種開始月齢によって接種スケジュール(回数及び間隔)が異なる。

※4 水痘については、平成26年10月1日から平成27年3月31日までに限り、生後36月に至った日の翌日から生後60月に至るまでの間にある者も1回の接種を受けられる経過措置が設けられた。

※5 高齢者の肺炎球菌感染症の対象年齢について、平成26年度から平成30年度までは経過措置として年度内に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳及び100歳(平成26年度は100歳以上)に至る者が対象となる。

資料:感染症対策課